

## 令和8年度四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会

話題提供①（四国地方整備局）

住宅セーフティネット関連の最近の状況について1. 新たな住生活基本計画

2050年を見据えた住生活をめぐる様々な変化を踏まえ、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進を目指していくことから「3つの視点」、「11の目標」を設定。（別添資料①参照）

（1）3つの視点

1）住まうヒトの視点（※目標①～④）

2）住まうモノの視点（※目標⑤～⑨）

3）住まいを支えるプレイヤーの視点（※⑩～⑪）

（2）11の目標

- ①人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備
- ②若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現
- ③住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備
- ④過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備
- ⑤多世代にわたり活用される住宅ストックの形成
- ⑥住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築
- ⑦住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進
- ⑧持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成
- ⑨頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備
- ⑩担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展
- ⑪国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備

※③の目標に対して、当面10年で取り組む施策の方向性・指標

【施策の方向性】

（住宅セーフティネットの構築）

○公営住宅等の公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の双方を柱とした住宅セーフティネットの構築

（総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等）

○地方公共団体が中心となり、不動産や福祉関係の事業者及び団体、居住支援法人等と連携した市区町村居住支援協議会の設置並びに効果的な運営の推進による地域の総合的かつ包括的な居住支援体制の整備

○低額所得者や高齢者、障害者、子育て世帯など、様々な住宅確保要配慮者のほか、多様な人々が緩やかなつながりを保ちながら安心して生活できる居住環境の整備や居住支援、福祉サービス等の提供

(公的賃貸住宅等のアセットマネジメント)

- 公的賃貸住宅の整備、管理・運営における民間事業者のノウハウの活用  
(住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた民間賃貸住宅市場の環境整備)
- 大家が安心して住宅を貸すことができる民間賃貸住宅市場の環境整備**

【指標】

- ・高齢期の暮らしを支える住宅の数  
(※サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、居住サポート住宅、有料法人ホーム等)  
**108 万戸 (2023・令和 5) → 150 万戸 (2035・令和 17)**
- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率  
**約 4 割 (2024・令和 6) → 9 割 (2035・令和 17)**

## 2. 国土交通省・厚生労働省の連携による住宅セーフティネット全国キャラバン

誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、令和 7 年 10 月 1 日に施行。

住宅セーフティネット制度を普及拡大するとともに、住宅部局と福祉部局が連携しながら地域の居住支援体制を整備していただくため、制度の最新状況や補助制度等の報告及び各地域における住宅確保要配慮者のニーズや実情、今後の展開や課題等に関する意見交換の機会として全国キャラバンを実施。

**四国管内においては 3 自治体へ訪問。**

【実施自治体】

令和 8 年 5 月 22 日 高知県 高知市  
令和 8 年 5 月 27 日 徳島県 徳島市  
令和 8 年 6 月 11 日 高知県 南国市

<主な内容>

(別添資料②参照)

- ・改正住宅 SN 法の理解の醸成
- ・居住支援協議会の設立の働きかけ
- ・住宅・福祉部局の連携促進
- ・居住サポート住宅関係の予算事業の紹介、福祉関係事業の実施の働きかけ